

50人未満事業所を対象とした

健康管理サービス(医師面談・就業判定)

本サービスについて

■産業医選任義務のない50人未満事業所の健康管理をサポートします。

事業所様のお困りごと

- ・ひとりの労働者が辞めたり、休職したりすると事業への影響が大きい。
- ・規模的に、専任の安全・衛生の担当者を置くことが難しい。
- ・産業医や産業看護職からアドバイスを得る機会が少ない。
- ・法令対応や健康経営にも取り組みたいが、なにから手を付けたらよいかわからない。
- ・健診結果チェック未実施で労働基準監督署の指導が入ったが、どこに相談したらよいかわからない。
- ・メンタルや生活習慣病対策が後手に回ってしまう。
- ・メンタル不全者の復職対応に苦慮している。

労働安全法令上の実施義務

- ・安全衛生推進者、または衛生推進者の選任
- ・過重労働対策の実施
時間外労働の削減
- 長時間労働者に対する医師面接
- ・健康診断の実施と就業判定
定期健康診断の実施
- 就業判定（健診結果チェック＝健診結果に対する医師による意見聴取）

医師による

- ①経営者/担当者に対する相談対応と助言
- ②労働者に対する面接指導
(復職者面接/長時間労働者面接)
- ③就業判定(健診結果のチェック)

※①②は固定された定期相談日での対応、
③は郵送での対応となります。

本サービスのカバー範囲



サービス概要

■サービス内容

- 医師による
- ① 経営者/担当者に対する相談対応と助言
 - ② 労働者に対する面接指導(復職者面接/長時間労働者面接等)
 - ③ 就業判定(健診結果のチェック)

■会員事業所様にご提供すること

ご提供すること	備考
<ul style="list-style-type: none">・相談日(月2回・事前予約制)での相談・面接 経営者や担当者に対する相談対応と助言 労働者面接(労働者からの相談対応も可)・就業判定(健診結果のチェック)	・産業医選任が必要になった場合は、産業医契約をご案内いたします。

■料金(税別)

- 年会費： 年額120,000円～ ※1拠点かつ50人未満の場合
相談・面接利用料： 1回30分につき8,000円 ※延長の場合は15分毎に4,000円加算
就業判定料： 年会費に含まれます(会員事業所様の本拠に限ります)